

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		議 会 運 営 委 員 会		会議場所 第3委員会室 担当職員 阿久根由美子
日 時	平成26年9月18日(木曜日)		開 議	午後 4 時 5 0 分
			閉 議	午後 5 時 2 7 分
出席委員	湊 ○ 藤本 並河 中村 菱田 中澤 石野 馬場 <明田議長 小島副議長>			
執行機関 出席者				
事務局 出席者	藤村局長、山内次長、山崎係長、坂田主任、三宅主任、阿久根副課長			
傍聴	可	市民 1名	報道関係者 名	議員 2名(酒井、井上)

会 議 の 概 要

1 6 : 5 0

〔湊委員長 開議〕

<湊委員長>

一般質問で時間切れにより答弁が打ち切られたことがあった。2分前を目途に質問は終えるべきだと思う。残時間に注意願う。

1 追加議案について

2 9月22日の本会議議事日程等について

〔事務局長 説明〕

<事務局長>

質疑順序は 馬場議員(1号議案) 吉田議員(10号議案) 立花議員(1号議案)である。

3 9月22日(月)の会議日程について

〔事務局長 説明〕

4 陳情・要望について

〔事務局長 説明〕

<事務局長>

地球社会建設決議に関する陳情書は9月16日議会運営委員会決定の申合せに該当し、各議員に配付しない、委員会での取扱い協議もしないものとなる。

5 決算特別委員会について

6 意見書提出期限

7 12月定例会の日程について

〔事務局長 説明〕

<事務局長>

12月2日開会、12月17日閉会としていたが、前倒しの日程となった。 — 了 —

8 質疑について（確認事項）

〔事務局長 説明〕

< 湊委員長 >

周知徹底願う。

9 定数・報酬について

< 事務局長 >

前委員会で、会派の意見を聴くこととされた。議会運営委員会の結論を協議願う。

< 湊委員長 >

会派の意見を報告願う。

< 菱田委員 >

定数 24 人の意見とパブリックコメントを尊重し減数するべきではないとする意見に分かれた。

< 馬場委員 >

パブリックコメントから学ばされることが多い。意見を尊重し削減に反対する。

< 中村委員 >

24 人。

< 中澤委員 >

24 人。報酬は現行どおり。

< 藤本副委員長 >

有識者の意見を尊重し 24 人。

< 石野議員 >

24 人。報酬は現行どおり。

< 湊委員長 >

今後の日程はどうか。

< 事務局長 >

10 月 2 日の議会運営委員会でパブリックコメント回答案と議長への答申案の確認、条例改正案の確認となる。

< 湊委員長 >

24 人に賛成の意見が多い。議員が納得する形で進めたいと思っている。全員協議会を開くことについて意見を。

< 馬場委員 >

全議員の意見を聴くべきであり、全員協議会を開けばよい。

< 湊委員長 >

開催のタイミングはどうか。

< 中澤委員 >

本会議では討論もある。会派の意見をまとめてきたので議会運営委員会で決めればよい。意見集約はできている。

< 湊委員長 >

全員協議会では反対意見を聴くことになると思うが、丁寧に進めたいところでもある。

< 並河委員 >

結果ははっきりしているが、パブリックコメントの結果もあり議員の意見を聴く機会が必要だと思う。

< 菱田委員 >

過去の定数削減の時には全員協議会が開かれていたのか。

< 事務局長 >

特別委員会を設置され決定されていた。

< 菱田委員 >

元議員から全員協議会が開かれたと聞いている。

< 事務局長 >

全員協議会で全議員の意見を聴きながら議論を詰めてこられたと思う。

< 石野委員 >

前回の改正は、特別委員会では削減しない結論を出したが、本会議で削減の提案があり可決した。全員協議会で諮ることはなかったと思う。

< 中澤委員 >

前回、特別委員会は現行維持の結論であったが、議員発議の削減案が本会議に提出され可決された。

< 湊委員長 >

全員協議会で議員の意見を聴かれた。議会運営委員会で 24 人に決定し、それを全員協議会で報告し意見を聴くことにする。

< 中澤委員 >

参考人、パブリックコメントの意見も各議員に見てもらっている。会派で議論もしてきたので全員協議会はしなくてもよいと思う。

< 湊委員長 >

全員協議会を開催する日程はあるのか。

< 事務局長 >

9 月 30 日決算特別委員会終了後、10 月 1 日、2 日のいずれか。

< 湊委員長 >

9 月 30 日を全員協議会とする。素案どおり定数は 24 人で決定とする。 — 了 —

< 事務局長 >

報酬も素案どおりの結論としてよいのか。 — 了 —

< 馬場委員 >

最終なので採決をとるべきである。

< 湊委員長 >

全員協議会で賛否をとることでよいのか。 — 了 —

10 議会基本条例改正案及び運用基準改正案について

[事務局 別紙（基本条例）説明]

< 湊委員長 >

事務局で折衷案を考えてもらった。

< 中澤委員 >

次期の議員で（2 項を）まとめることになるような気もするが、今はよいと思う。

< 湊委員長 >

決定する。

[事務局 別紙（運用基準）説明]

< 湊委員長 >

決定する。

1 1 その他

(1) 次回議会運営委員会

[事務局長 説明]

< 事務局長 >

本会議において一議員が資料請求をすることは認められていない。理由は、口頭が原則で会議録に載せその場で完結するものであるため、また資料請求は議会又は委員会の意思としてするものであるためである。

< 明田議長 >

事後、事務局と確認し報告とした。注意願う。

< 馬場委員 >

毎年執行機関が出していた資料が今年は出ていない場合は、一議員として請求してもよいのか。

< 湊委員長 >

委員会として請求するべき。

< 中澤委員 >

昨日の吉田議員の一般質問では、議会と執行機関との緊張関係を超えていたように思う。冒頭で聞き方によっては脅しのように述べたのはどうかと思う。

< 湊委員長 >

幹事長として注意する。

1 7 : 2 7